

湯河原町水道事業給水条例及び湯河原町下水道条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年 9 月 3 日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町条例第 18 号

湯河原町水道事業給水条例及び湯河原町下水道条例の一部を改正
する条例

(湯河原町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 湯河原町水道事業給水条例（平成10年湯河原町条例第11号）の一部を
次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、法第3条第5項に規定する水
道事業者（本町を除く。）若しくは当該水道事業者が法第16条の2第1項の
指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると町長が認めるとき
は、この限りでない。

第7条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「第1項」
を「第1項本文」に改める。

第30条第1号中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改める。

(湯河原町下水道条例の一部改正)

第2条 湯河原町下水道条例（昭和59年湯河原町条例第13号）の一部を次のよ
うに改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長等の指定
を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認める
ときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。